

[事案 29-148] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 1 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

頸部症候群、腰部症候群の治療のための入院について疾病入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったため、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本入院に対し、他社は入院給付金を支払っており、また、入院は医師に勧められたもので、入院期間中は外泊をすることなく治療に専念したので、平成 21 年 11 月に契約した医療保険に基づき、疾病入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院は、約款に定める「入院」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、他社の支払判断は本契約の給付金支払理由にはならず、本入院は約款上の「入院」（常に医師の管理下において治療に専念すること等が必要とされる）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。